

「指定障がい者支援施設『竜雲あけぼの学園』重要事項説明書」

あなたに対する指定障がい者支援施設サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 竜雲学園
所 在 地	〒761-8078 香川県高松市仏生山町甲 3215 番地
電 話 番 号	T E L 087-889-0724 F A X 087-889-0797
代表者氏名	理事長 田代 健
設 立 年 月	昭和 40 年 3 月 30 日

2. 利用施設

事業所の種類	指定障がい者支援施設 平成 24 年 4 月 1 日指定
事業所の名称	指定障がい者支援施設 竜雲あけぼの学園
事業所の所在地	〒761-8078 香川県高松市仏生山町 3208-9 番地
連 絡 先	電話番号 087-889-1251 ファックス 087-889-0797
施 設 長	高木 隆次
サービス管理責任者	高木 隆次
サービスの実施地域	高松市、(但し、事情等によりそれ以外の受け入れも可)
主たる対象者	知的障がい者
定 員	生活介護 30 名 施設入所 30 名
開設年月日	平成元年 4 月 1 日
事業所番号	3 7 1 2 0 0 0 2 1 9

3. サービスの目的・運営方針

目 的	意思決定が困難な知的障害者に必要な情報を提供し、必要な援助の下自分が望む生活を目指すことを目的としています。
運営方針	利用者の意志及び人格を尊重し、生活支援・就労支援をおこなうことで、利用者がその有する能力に応じて、必要な技能・生活習慣を習得し、社会性を持ち地域生活を営むことができるよう支援をおこなう。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造 1階建 (耐火建築物)
	敷地面積	3,783.69 m ²
	延べ床面積	1,430.17 m ²
	利用定員	生活介護 30名 就労移行 10名 施設入所 30名

(2) 主な設備

設備の種類	部屋数	床面積	備 考
居室	30室	340.09 m ²	1人部屋 30室 個室平均 11.34 m ²
食堂	1室	74.02 m ²	
浴室・シャワー室	2か所	38.06 m ²	
医務室	1か所	11.23 m ²	
洗面所	2か所	22.12 m ²	
便 所	2か所	24.58 m ²	
相談室	2か所	6.64 m ²	
娯楽室・デイルーム	2か所	176.85 m ²	
廊下幅			1.85～2.00m
製麺所		144.01 m ²	鉄筋コンクリート造平屋建 別棟
花作業場		131.84 m ²	鉄筋コンクリート造平屋建 別棟

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員 数	区 分				保有資格
		常 勤		非常勤		
		専従	兼任	専従	兼任	
施設長	1		1			社会福祉士 1
サービス管理責任者	1		1			社会福祉士 1
生活支援員	17	13		3		社会福祉士 3 介護福祉士 5
看護師	1		1			正看護師 1 社会福祉士 1
栄養士	1	1				栄養士 1
調理員	3			3		調理師 2

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する。職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
施設長	勤務時間帯 (8:30～17:30)
サービス管理責任者	勤務時間帯 (8:30～17:30)
医 師	1ヶ月に1回診察を行います。
看護師	勤務時間帯 (8:30～17:30)
生活支援員	日勤 (8:30～17:30) 夜勤 (17:00～10:00)
栄養士	勤務時間帯 (8:00～17:00)

6. サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。 〈相談窓口 サービス管理責任者 生活支援員等〉 電雲学園第三者委員 ①司法書士 岡田 浩司 ②仏生山コミュニティセンター センター長 十河 寛敬
排 泄	利用者の状況に応じた排泄に関する適切な援助を行います。
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 ① 入浴 毎日 (但し、必要に応じて適切に対応します。) 但し、利用者の心身の状況により入浴する事が困難な場合は、清拭を行います。 ② 起床・入床 起床時間 (6:30 から 7:00) 入床時間 (21:00 から 22:00) 本人の意思を尊重します。 ③ 着脱衣 生活のリズムを整え、着替え等の適切な援助を行います。 ④ 整容 個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。またシーツ交換は、適時行います
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・年2回の健康診断をおこないます。 ・常時は、看護師により、疾病予防、健康管理に努めます。 ・また、緊急時必要により主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・処方された薬は、利用者の状況により看護師が管理します。 ・利用者が外部の医療機関の通院する場合には、その付き添い等について配慮します。(付き添い料がかかる場合があります)

創作的活動	将来、地域において潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援をします。 カラオケ・絵画・グループ別外出・旅行等
生産及び日中活動	・生活介護 ① 花卉園芸活動 ② 法然寺境内の環境整備 ③ 製麺活動 <工賃> ① 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。

(2) 給付費対象外サービス内容と料金

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 <食事時間> 朝食（ 7 : 45 ～ 8 : 30 ） 昼食（ 12 : 00 ～ 13 : 00 ） 夕食（ 17 : 30 ～ 18 : 30 ） ※生活介護のみ利用の場合	日額 1,380 円 特別な食事の提供 実費 実費相当額 昼食代一食につき 650 円 (食材料費 350 円)
光熱水費	使用量に関わらず、1ヶ月 ※生活介護のみ利用の場合は必要ありません。	11,500 円
日常生活上必要となる諸経費	・日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費②保健衛生費③教養娯楽費④被服費	実費
社会生活上の便宜の供与等	・日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、保護者の依頼を受けて施設が代行します。	実費
金銭管理	・利用者の希望により、金銭管理サービスをご利用いただけます。 ・管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている通帳 ・お預かりするもの:上記預貯金通帳、金融機関届出	月 1,500 円

	<p>印鑑、年金証書、療育手帳、身体障害者手帳、知的障害者施設受給者証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管管理者：施設長 高木 隆次 ・出納責任者：事務員 田井 貴 ・管理方法 <p>※入出金については、責任を持って行い、出入金記録を作成します。</p> <p>※月 1 回、残高報告書を作成し、利用者及び保護者に報告します。</p> <p>※利用者は、いつでも入金記録を閲覧でき、その写しの交付を受けることができます。</p>	
移送サービス 付添いサービス	<p>移送について・・・原則、帰省等における送迎は、保護者にお願いしますが、困難な場合は相談の上行ないます。施設の車を使用しますが、配車状況によりタクシー等使用の場合があります。</p> <p>付き添いについて・・・原則、入院時等における付き添いは、保護者をお願いしますが、困難な場合は相談の上、付き添います。</p> <p>※利用者加入のA I U保険適応の場合は、それに合った付き添い費用を頂きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー代金は利用者職員分実費 ・公用車 1 km /10 円 ・1 時間/600 円 <p style="text-align: right;">実費</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録等の複写代 ・在園証明書 その他諸書類の発行代 	<p>1 枚 20 円</p> <p>1 枚 200 円</p>

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）全額を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者からお支払いただく事はありません。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の前日まで

に当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の前日までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（食事代の実費相当額）1日あたり	1,380円
キャンセル料（食事代の実費相当額）昼食のみ	650円

（4）利用料金のお支払方法

前記（1）（2）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、請求月の末日までに以下の方法でお支払い下さい。

<支払方法>

- ・自動口座引き落としでお願いします。
- ・ご利用できる金融機関：百十四銀行
- ・手数料はかかりません。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

（1）利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。

また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9：00～17：00です。

（2）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者 高木 隆次・苦情受付担当者 大本 浩次 ・ご利用時間 8：30～ 17：30 ・電話番号 087-889-1251 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 ・施設内には要望・苦情箱も設置しておりますのでご利用下さい。 	
竜雲学園 第三者委員	司法書士 岡田 浩司	電話番号 087-889-8070 岡田司法書士事務所
	仏生山コミュニティセンター センター長 十河 寛敬	電話番号 087-889-4955
香川県社会福祉協議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：香川県高松市番町1丁目10-35 ・電話番号：087-861-1300 ・香川県社会福祉総合センター 	
香川県の窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：高松市番町4丁目1-10 ・香川県健康福祉部障害福祉課 ・電話番号：087-932-3291 	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 当施設相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 施設長 高木 隆次 ・ご利用時間 8：30～ 17：30 ・電話番号 087-889-1251 F A X 087-889-0797
---------------------	--

11. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称	竜雲メンタルクリニック		
医 院 長 名	伊庭 永二		
所 在 地	〒761-8075 高松市多肥下町二反地 466		
電 話 番 号	087-840-0735		
診 療 科	神経・精神科	入 院 設 備	なし

(2)

医療機関の名称	オサカ病院		
医 院 長 名	森川 穎二		
所 在 地	〒761-1703 高松市香川町浅野 272		
電 話 番 号	087-889-0703		
診 療 科	内科・外科等	入 院 設 備	あり

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「竜雲あけぼの学園消防計画」により、対応いたします。
防災設備	・自動火災報知器 あり ・防火扉 なし ・誘導灯 あり ・スプリンクラー設備 あり ・ガス漏れ報知器 あり ・非常通報装置 あり ・非常用電源 なし ※カーテンは防災性のあるものを使用しております。
平時の訓練	別途定める「竜雲あけぼの学園消防計画」にのっとり年12回夜間および昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
消防計画	消防署への届出日：令和元年8月22日 防火責任者：綾田 翔
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：損保ジャパン 加入保険内容：社会福祉施設総合損害補償 施設業務補償

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

外出・外泊	外出・外泊の際は、外出届をご提出ください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された場合や、受診が継続になる場合や遠方への受診等は、ご家族により対応していただく場合があります。
居室・設備・器具の利	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これ

用	に反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所をお願いします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。飲酒は可能ですが、他の利用者に迷惑をかけない程度をお願いします。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金等管理サービス（有料）をご利用ください。
宗教活動・政治活動営 利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。

私は、本書面に基づいて「障害者支援施設 竜雲あけぼの学園」の職員

(職名) ・氏名) から本重要事項の説明を受け
ました。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 〒

氏 名

印

利用者の成年後見人等

住 所 〒

氏 名

印

続 柄

当事業所は、 様に対する支援サービスの提供にあたり、重要
事項について説明いたしました。

令和 年 月 日

事 業 者 住 所 〒761-8078

香川県高松市仏生山町甲 3208 番地 9

名 称 障がい者支援施設

竜雲あけぼの学園

施設長 高木 隆次